

策定スタッフ募集 安城アグリライフ構想づくり

市では、農業の持続的発展と優良農地の保全のため、「農」のある暮らし（アグリライフ）を実践する「楽農人」（趣味の野菜づくりができる人）の育成と市民農園の整備・普及を推進していきます。

そこで、今年度、これらの施策をどのように進めるかについて、市民の皆さんの幅広い意見や提案などを集約しながら「安城アグリライフ構想」としてまとめます。

安城アグリライフ 構想とは

「安城市食料・農業・交流基本計画」（平成18年策定）を踏まえ、市の農業の持続的発展と優良農地の保全に資するよう、「農」のある暮らし（アグリライフ）を実践する自給栽培農家の育成、市民農園の整備・普及を計画的かつ総合的に推進する施策「アグリライフ支援事業」の基本的な指針を明らかにするものです。

農業や市民農園などに興味のある人はぜひ策定スタッフにご応募ください。

●活動内容 自給栽培農家の育成や市民農園の整備のあり方などについて、市と協働で基礎的な調査や事例研究を行うとともに、様々なアイデアを集約しながら「安城アグリライフ構想」の素案を作成していただきます。

※応募用紙は農務課で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

●募集人数 数人

●応募資格 次の事項のいずれにも該当する人

①市内在住、在勤、または在学

②野菜づくりなどの農業に関心がある、または市民農園、家庭菜園などに興味がある

●任期 選任をした日から本構想の策定が終了する日まで

（平成19年度末日までを予定）

●応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、

郵送 ↓〒461-8501 桜町18番23号安城市役所経済環境部農務課、ファクス ↓へ76▽1112、Eメール ↓nomu@city.ano.aichi.jpで応募してください。



※応募用紙は農務課で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

●応募締め切り 6月29日（金）（郵送の場合は必着）

●選考方法 応募用紙の記載内容などに基づき決定します。

また、応募者数が少ない場合や、選考の結果公募スタッフの人数が募集人数に満たない場合などは、市長は指名により策定スタッフを選任できるものとします。

問い合わせ ▼農務課

スキルアップを目指せ スポーツ指導者養成講習会

指導者として必要な基礎知識を習得し、競技スポーツから地域スポーツまで対応できる指導者養成の講習会です。

●とき 7月7日・28日、8月25日、9月8日・22日、10月27日、11月10日・17日、12月8日・15日午後7時～9時（いずれも土曜日／全10回）

※7月7日のみ午前9時～正午。

●ところ 市体育館

●内容 AED（自動体外式除細動器）の使い方、救急法の実技や栄養学、トレーニングの理論・実技指導など

●対象 体育協会加盟団体指導者、スポーツ教室指導者、体育指導委員、学校関係者、または、これから指導者を目指している人（10回の講習に出席できる人を優先）

●定員 60人（先着順）

●申し込み 6月5日（火）午前9時～7月3日（火）午後5時までに市体育協会（市体育館内）へ

※Eメール ↓anotai@kon.jp、ファクス ↓へ76▽3559も可。申込書は同協



会ホームページ（URL ↓http://www.geocities.jp/anotai/）からダウンロードできます。

●その他 実技講習がありまですの運動のできる服装、体育館シューズを持参してください。

※全課程を修了した人には、体育協会認定の指導者資格を付与します。（2年間で全課程を修了すれば有効）

※消耗品を使用するときは、一部費用負担をお願いする場合があります。

問い合わせ ▼市体育協会（市体育館内）
☎へ76▽3555

能登半島地震の教訓

問い合わせ ▶防災室

3月25日午前9時42分、石川県輪島市門前町の沖合でマグニチュード6.9の地震が発生しました。輪島市、七尾市などでは震度6強を記録しています。安城市でも震度3の揺れがあり、驚かれた方も多かったのではないのでしょうか。

この地震で門前町では建物の全壊1242棟、半壊1292棟と甚大な被害が出ています。ところが人的被害のほうは重軽傷16人とごくわずかでした。なぜ、人的被害が小さく食い止められたのか不思議ですね。

門前町の方はこう言っています。

「集落内で催しがあり、子どもたちはみんなイベント会場に集まっていた。それに天気がよかったので、老人たちも畑に出ていて地震を屋外で被ったのが幸いだった」「この町は昔からの顔見知りばかりだから、地域の結束が高い。だから住民が互いに助け合って、人的被害を最小限に食い止めることができた。私らは、どこに誰が住んでいて、どんな病気にかかっているかまで知っているんだ」

春うららかな日曜日の午前中という状況にあわせて、地域の強固なコミュニティが被害の拡大を抑え込んだのです。

安城市では、最近の都市化に伴い地域と交流を持たない世帯が増えています。でも、これは防災の観点から言えば、とても危険な状況です。門前町の例でもわかるように「地域コミュニティの結束が住民の命を守る」ということは今や常識となっています。古臭いと思われるかもしれませんが、ぜひ「近所付き合い」を見直してください。あなたとあなたの家族のために。



高齢者虐待ゼロをめざして

高齢者虐待とは、家族、親族など高齢者と何らかの人間関係にあるものによつて高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、人権を侵害する行為のことをいいます。

なお、家庭内だけでなく、施設内や在宅サービスにおける虐待についても含まれます。高齢者への虐待は、家庭や介護施設などで表面化し、社会問題となっています。

■「虐待」が疑われたら
まずは地域包括支援センターまたは高齢福祉課へ連絡してください。高齢者が虐待を受けているかどうか聞き取りや訪問をします。また、通報者の氏名などについて外部に知られることは絶対にありません。

問い合わせ ▼地域包括支援センター（社会福祉会館内）
☎へ77▽2945、高齢福祉課

介護保険負担 限度額の認定

特別養護老人ホームなどの介護保険施設へ入所、またはショートステイを利用した場合にかかる食費・居住費の負担額が軽減されます。

●対象 世帯全員が市民税非課税の人および平成17年度税制改正により市民税が課税になった人などです。

対象になると思われる人は、認定の手続きが必要ですので、高齢福祉課までお問い合わせください。

■現在認定証をお持ちの人は更新を

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの人は、6月30日（土）で有効期限が切れます。引き続き必要な場合は、5月中に発送した申請書をお早めに高齢福祉課へ提出してください。

なお、今年1月2日以降に転入した人は平成19年1月1日現在の住所地の（非課税証明書を添付してください）

問い合わせ ▼高齢福祉課